

指定給水装置工事事業者の更新について

七宗町水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。期間内に更新申請されない場合は、失効となりますのでご注意ください。

※事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回更新時期の有効期限が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

◇申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1号（新規指定時の申請書も同様式）
- 別表 機械器具調書
- 様式第2号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免除番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- 指定給水装置工事事業者の講習受講実績及び業務内容の報告書（受講証の写しを添付）
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況報告書（受講証の写しを添付）

◇更新の要件（新規規定と同様）

- 給水装置工事主任技術者の選任（様式第3号）
- 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 水道法で規定された欠格要件に該当しない者（水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠）

◇更新申請時に4項目の確認を行います（指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書）

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況

◇更新手数料 5,000円

※更新については、対象となる給水装置工事事業者さま宛てに郵便で通知します。なお、郵便の不着の方への再通知はしませんので注意してください。（住所変更がある方は事前に変更届を提出してください。）

お問い合わせ先：七宗町役場 水道課 水道係 TEL：0574-48-2216 内線 454